

掛川市規則第5号

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第3項」を削り、同条第6号から第12号までを削る。

第7条中「以下この条において「法」という。」を「昭和22年法律第164号」に、「次に掲げる」を「同法第21条の6の規定による障害福祉サービスの提供に関する」に改め、同条各号を削る。

第8条第2号中「措置」を「提供」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

